令和３年度第２回我孫子市自立支援協議会本部会

　　　　　　　　　　　　　　日時　令和３年１２月２日（木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後４時

　　　　　　　　　　　　　　場所　議会棟ＡＢ会議室

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和3年度第2回我孫子市自立支援協議会本部会 | | | | | | | | | |
| （２）開催日時 | 令和3年12月2日（木）午後2時00分から午後4時00分まで | | | | | | | | | |
| （３）開催場所 | 議会棟AB会議室 | | | | | | | | | |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）  出：出席  欠：欠席 | 委員 | | | | | | | | | |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 小口委員 | 出 | 関口委員 |
| 出 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 |  |  |  |  |
| 事務局 | | | | | | | | | |
| 障害福祉支援課　小池課長、大井、並木、関根 | | | | | | | | | |
| （５）議事 | 議案第1号　第3期障害者プランの実績報告  議案第2号　日中サービス支援型共同生活援助  　　　　　　　ソーシャルインクルーの実績報告 | | | | | | | | | |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 | | | | | | | | | |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 | | | | | | | | | |
| 発言者の数　　　なし | | | | | | | | | |

議案第１号　第３期障害者プランの実績報告

（事務局）

　我孫子市の第３期障害者プランについて、令和３年度前期の実績報告を行う。

　まず、広報・啓発活動の充実についてである。市民への啓発および障害者週間の啓発として、広報あびこ１１月１６号に、カフェを運営している４つの就労継続支援Ｂ型事業所の紹介記事を掲載した。ホームページの充実として、令和３年７月１日より申請受付開始となった「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」について公開した。７月から開始し、９月までの間に我孫子市では８４名に利用証を交付している。障害福祉に関するマークの啓発として、広報あびこ令和４年１月１日号に掲載予定としている。指導課が担当している多様性を認め合う学校教育活動の実施として、学校教育活動全体を通して障害の有無や性別等にかかわらず、さまざまな人が共に生活していくことの大切さを実感できる機会を設けている。また、「いのち・こころ・からだの学習」では、友だちと互いのよさを認め合い伝え合うことや多様性を認め合い自分らしく生きることの大切さを考えさせている。総務課が担当している市職員に対する研修等による啓発として、７月にメンタルヘルス研修、１０月にゲートキーパー研修を実施、また令和４年２月に障害福祉に関する研修を予定している。障害者啓発事業の実施として、市内の障害福祉事業所に関する取り組みを広報あびこに掲載した。メンタルヘルス啓発事業の実施として、本日皆さまにも配布した、中学２年生向けのメンタルヘルス啓発パンフレットを作成し、市内中学校の協力のもと約１，０００部を配布した。

　続いて、障害のあるひきこもりの方への支援についてである。これについては、障害のあるひきこもりの方に対する支援機関のネットワークの構築として、障害者まちかど相談室や、アウトリーチ事業を実施している民間の支援団体と適宜情報を共有し、ネットワークを構築している。

　続いて、精神保健福祉の充実についてである。心の健康クラブを月１回実施し、うち１回は当事者家族による講演会を実施した。心の相談の実施、アルコール関連問題相談の実施として、それぞれ月１回実施した。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、松戸圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実務者会議に２回出席した。また、我孫子市自立支援協議会相談支援部会にて長期入院患者の事例検討を行い、意見交換した。社会福祉課が担当している自殺対策として、自殺対策協議会に参加し、我孫子市の自殺対策について協議した。

　続いて、成年後見制度の活用の促進についてである。成年後見制度に基づく市長申立ての実施として、４名の方について市長申立てを行っている。成年後見人・保佐人・補助人への報酬費助成事業の実施として、４名の方に報酬扶助を行った。成年後見制度の普及啓発として、新型コロナウイルスの影響により勉強会の実施は見送ったが、成年後見制度に関するパンフレットを市役所窓口、まちかど相談室で配布している。また、制度の普及啓発や関係機関との連携を活発にするため、中核機関の立ち上げを検討している。

　続いて、障害福祉サービスの充実については、後ほど説明する。

　続いて、住まいの場の充実についてである。グループホーム施設整備・運営支援として、令和３年度上半期の市内施設数は３５箇所、グループホーム利用者数は２０９名、うち市内グループホーム利用者数は１３６名であった。生活ホーム運営支援として、令和３年度の我孫子市生活ホーム運営事業補助金は２事業所に対して計5,256,000円を概算払として支出した。

　続いて、人材の確保の推進についてである。専門職採用の推進として、福祉総合職を対象とした市職員採用試験を実施している。周知・広報として、市のホームページ及び広報に掲載し周知を図った。

　続いて、就労の促進についてである。障害者就労支援センターの充実として、障害者就労支援センターの令和３年度上半期の実績は、就労準備支援の対象者は６８名、就職後のフォローアップ支援は９１名であった。同じく障害者就労支援センターが担当している青年サークル「むぎの会」の活動として、令和３年度上半期は１回実施し、参加者は１０名であった。総務課が担当している市役所での就労の場の確保として、障害者を対象とした市職員採用試験を実施し、令和３年４月に２名採用となった。また、令和３年度（令和４年４月採用）についても、障害者を対象とした市職員採用試験を６月、９月に実施している。障害者優先調達推進法にかかる方針の策定・推進として、令和２年度の実績額は1,645万円で、目標額1,500万円を上回った。老人福祉センターへの視覚障害者マッサージ師派遣として、現在マッサージ師として４名の方が登録している。新型コロナ感染防止のため、令和２年１０月よりマッサージ師は自宅待機をし、つつじ荘および西部福祉センターより要請があった際に派遣している。重度訪問介護による就労支援としては、まだ利用の希望がなく具体的な運用実績はない。利用しやすい体制作りのため、近隣の重度訪問介護事業所と連携を強化していくことが課題である。

　続いて、避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援についてである。市民安全課が担当している避難行動要支援者避難支援計画の推進は、逐次進めている。避難行動要支援者名簿の作成として、令和３年９月１６日に避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書を５０名に送付し、４件の拒否申出があった。市民安全課が担当している福祉避難所の指定としては、福祉避難所の情報をハザードマップ等に掲載している。健康福祉部が担当している福祉避難所運営マニュアルの策定としては、既に市民安全課に案を提出している。福祉避難所受け入れ訓練としては、新型コロナとの兼ね合いも考えながら、今後検討を重ねていく。災害避難所要支援者ベストの活用としては、既にベストを購入し、必要な場所に配布している。

　次に、各障害福祉サービスについての令和３年度前期の達成状況について報告を行う。これについては、前年度、前々年度と比較して変動のあった項目や、特筆すべき項目のみを取り上げて説明する。

　まずは重度訪問介護についてである。人数の計画値４人に対して実績値は２人で達成率５０パーセント、時間の計画値２００時間に対して実績値は８３時間で達成率４１パーセントである。

　同行援護については、人数の達成率６９パーセント、時間の達成率６２パーセントであるが、これは、コロナ禍で外出を控える方が引き続き多く、利用時間が減少しているためである。

　行動援護についての実績は、ほぼ計画どおりである。

　自立訓練（機能訓練）については、希望者がなかった。

　自立訓練（生活訓練）については、人数の達成率１４３パーセント、時間の達成率１７６パーセントであるが、これは、昨年度中に市内に新たに事業所が出来たことから利用者が増えているものである。また、利用者が月に通う日数も増加傾向となっている。

　就労定着支援については、人数の達成率１３３パーセントであるが、これは、平成３０年より開始されたサービスであり、就労移行支援での訓練を終了した方が増えてきたことにより増加したものである。

　短期入所（医療型）と自立生活援助については、希望者がなかった。

　その他の障害福祉サービスについては、おおよそ計画通りである。今後も、引き続き目標に向けて進めていきたいと考えている。

　第３期障害者プランについての令和３年度前期の実績報告は以上である。

（事務局）

　福祉総合職の採用について補足する。

　障害福祉支援課の精神障害担当のケースワーカーを１名増員、また、欠員が続いていたあらき園の生活支援員を補充する形で福祉総合職の採用を進めているところである。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　各障害福祉サービスの実績報告について、自立支援法にあるサービスについては記載があるが、相談支援や地域生活支援事業における移動支援や日中一時支援についての記載はない。コロナ禍で、移動支援などのサービスがどのように変化したのか知りたいが、いかがか。

（事務局）

　やはりコロナ禍で外出を控える方が多く、ガイドヘルパーの利用はかなり減っている。課としても予算を確保していたが、かなり余る見込みである。

　日中一時支援についても、ガイドヘルパーほどではないが、若干（予算が）余る見込みである。日中一時支援については、新規で利用したい方がなかなか受け入れてもらえないといった問題もある。そこで、現在イエローハート（就労継続支援B型事業開設予定）の新しい建物の建設が始まっており、空室もできるということで、日中一時支援を始めてくれそうである。また、今年５月に柴崎にぷらむつりーという生活介護事業所もできたが、現在は１フロアしか利用しておらず、１階部分が空いているため、そちらで日中一時支援ができなか検討をお願いしているところである。

（委員）

　仕事をしている親が、障害児を預けられる放課後等デイサービスが充実している一方で、障害児が大人のサービスに切り替わると、今度は日中一時支援を使わないと仕事を続けていくことが難しい親が多い。日中一時支援について、現在支給決定できるのは４０時間までだが、本来はもっと膨大な量が必要であり、課題の一つである。市の支給決定になるため、（支給量を増やすと）予算も逼迫してしまうと思うが、現在はガイドヘルパーの支給が減っているということで、それらとの兼ね合いで融通が利くと有り難い。コロナの終息後は（再びガイドヘルパーの支給が増えるため）同じように上手くはいかなくなるかもしれないが、検討していただきたい。

（委員）

　放課後等デイサービスをどうしていくかは今後の課題である。放課後等デイサービスは、ソーシャルスキル訓練など、しっかりと訓練をするための場であるため、日中一時支援とは分けて考えなければならないと思う。お預かりではなく訓練なのだということをきちんと保護者に説明し、監査をするなどして放課後等デイサービスの質の向上をさせていかなければならないと思う。

　もちろん、（日中預けるという意味で）保護者への支援も大切ではあるが、放課後等デイサービスについて、申請の許可の仕方や監査の方法などを考えなければ、支給量が膨大になっていってしまうと思う。現に、今年度の子ども支援課の放課後等デイサービスの支給量は予算以上に多く、予算のプラス補正をしている。

　放課後等デイサービスはあくまで訓練なのだということを周知し、その上で、障害児や障害児を持つ保護者に対してどのような支援をしていけるのか、考えていかなければならないと思う。

（委員）

　確かに放課後等デイサービスは療育の場としてあるものだが、実際には、保護者が働く時間の確保というような形で使っていることも多い。

　支給決定については、我孫子市の場合には、ケースごとの必要数に応じて支給決定しているが、他市の場合には、初めから月マイナス８日（２３日）で支給決定をする自治体もあり、自治体によって異なる部分もあるため悩ましいところである。

（委員）

　障害児が学齢期を卒業して、福祉作業所に通う、もしくは就労するという段階になると、事業所の数が増えているわけではないため、現在在籍している人が辞めない限りは行く場所がないのである。つまり、学齢期を卒業する時になって、親は自分が働かなければ生活が成り立たないが子どもを通わせる場所がなくて困ってしまう保護者が多いのである。

　この点は、膨大な予算もかかることから市・県単位では担いきれないと思うので、国の社会保障費の中に入れてもらえることを願う。

（委員）

　放課後等デイサービスと日中一時支援の違いを理解していない事業所もある。そのため、事業所や相談支援専門員のスキルアップや意識の改善をし、きちんとアセスメントを取って、その人にとって本当に必要な支給量はどの程度なのか、精査していく必要があると思う。

　他方、やはり預かってもらっているという意識のある保護者も多く、学齢期を過ぎた途端に子どもを通わせる場所がなくて困ってしまうという気持ちもわかる。その点は、児童のサービスから大人のサービスへと切り替わる際の制度の歪みなのだと思う。

　現時点で、どうすることが望ましいのか答えは出ないが、まずは放課後等デイサービスにおいて実施している訓練内容の質を向上させ、利用者側と事業所側、双方の意識を変えていかなければならないと思う。

（委員）

　障害者優先調達法について、どの課がどのように出しているのか、詳細はわかるか。また、今後これは増えていくものなのか等、どのように考えているか。

（事務局）

　優先調達法については、我孫子市役所が、市内市外を問わず障害福祉施設等から発注を受けて物品や委託料などのお金を幾ら払ったかということだが、この金額は毎年増えている。千葉県内の市町村においても、３番目くらいと多い方である。

（委員）

　視覚障害者マッサージ師派遣について、現在は自宅待機をし、要請があった際に派遣するということだが、今後もこの形を続けていくのか、もしくはある程度コロナが収まった時には以前のように出勤する形に戻すのか。市としてはどう考えているのか伺いたい。

（事務局）

　視覚障害者マッサージ師派遣については、つつじ荘と西部福祉センターで実施しているため、そちらの運営に合わせて対応していきたいと考えている。西部福祉センターについては、近々毎日マッサージ師が現場に出勤するという元の形に戻ると聞いている。やはり、現在のような予約制ではなく、実際に顔を見てからお願いできる方が良いという声もあるため、できる限り元の形に戻していきたいとは思っているが、高齢者の方が多く集まる場所でもあるため、コロナの感染リスクも十分考慮した上で、実際に運営をしている法人の判断に合わせていきたいと考えている。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承

議案第２号　日中サービス支援型共同生活援助

　　　　　　ソーシャルインクルーの実績報告

（会長）

　日中サービス支援型共同生活援助の実績報告として、ソーシャルインクルーから説明をお願いする。

（ソーシャルインクルー）

　まず、施設の概要についてである。事業者名はソーシャルインクルーホーム我孫子南新木、指定日は令和２年２月１日、所在地は千葉県我孫子市南新木２丁目２０－８である。定員数については、共同生活援助が２０名、短期入所が２名であり、共同生活住居数が１戸である。２階建てで、１階が１０名、２階が１０名である。短期入所は２名である。

　続いて、人員配置についてである。日中については、世話人が１４名、生活支援員が１０名で、常勤換算すると世話人は５．６名、生活支援員は３．３名である。夜間については、世話人が１２名、生活支援員が１名で、常勤換算すると世話人は２．２７名、生活支援員は０．１８名である。

　続いて、１０月３１日現在の利用者状況についてである。区分３が３名、区分４が１０名、区分５が４名、区分６が２名の計１９名が入居している。

　続いて、利用者の方の内訳についてである。重複障害の方もいるため、合わせると２０名を超えることになるが、そのまま報告させていただく。身体障害の方が３名。知的障害の方が８名で、そのうち日中グループホームで過ごされる方が１名。精神障害の方が８名で、そのうち日中グループホームで過ごされる方が５名である。

　続いて、利用者の主な日中活動についてである。まず、グループホーム内で主にどのような日中サービスを提供しているかということについては、学習支援、買物支援、通院等介助、駅までの送迎等の移動支援、食事の提供、訪問リハビリ・訪問美容・訪問看護等の訪問関係のサービスを提供している。先にも述べたとおり、利用者のうち外部の日中活動サービスの利用者人数は１４名であり、その方々がどのような場所に通っているかというと、就労支援Ｂ型、生活介護、福祉センターでの体操などである。

　続いて、利用者に対する地域生活の支援状況についてである。まず、利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているかという点については、職員が同行し近隣のドラッグストアやコンビニ等での買い物や支払い等、利用者の能力に応じて支援をしたり、また、職員に余剰がある時には、近隣を散歩したりもしている。体験的利用等のニーズに対応しているかという点については、これまでに１８名の方が体験利用をされており、それぞれ、病院から退院する際の住居の確保のためであったり、自宅で生活していた方が家族の負担軽減のための入居に向けた体験利用などをされた。

　続いて、支援体制の確保についてである。日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているかという点については、土日においても平日と変わらない人員配置を実施している。

　続いて、地域に開かれた運営についてである。まず、家族や地域住民との交流の機会が確保されているかという点については、家族の来訪については積極的に受け入れている。事情があって家族の来訪ができない場合にも、電話にて近況報告を行っている。地域住民との交流については、町内会のイベント参加を検討しているが、コロナによる影響等でなかなか実現できていない。今後、コロナの影響が少なくなり、交流ができるようになった時には、積極的に参加したいと考えている。実習生やボランティアを積極的に受け入れているかという点については、やはりコロナの影響もあり、現在のところは実習生やボランティアの受け入れはできていないが、近隣に学校なども多いため、様々な機関と連携をとりながら、今後は積極的に受け入れていきたいと考えている。

　続いて、短期入所の併設についてである。まず、地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているかという点については、現在、定期的に利用されている女性が３名ほどいる。緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているかという点については、以前利用されていた方で、急遽児童相談所から連絡をいただいて預かったケースがある。

　最後に、相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況についてである。相談支援事業所とは、随時連絡をとらせていただいており、障害特性による対応方法などの不明点を教えていただいている。また、ホームからは、本人の状態を細かく相談支援事業所へ提供している。日中活動に行かれている方については、活動先に対して、連絡帳を活用して体調、通院状況、服薬状況等の情報共有を行っている。

　報告は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　この一年間での人数の増減等はわかるか。

（ソーシャルインクルー）

　男性、女性ともに３名ほど退所され、それぞれまた新たな方が入所された。１２月にも新たな利用者が１名入所することになっている。

（委員）

　そうした人数の増減の理由を伺いたい。

（ソーシャルインクルー）

　入院された方が多い。また、認知症など介護が必要な状態になり、他の施設に移られた方もいる。

（委員）

　日中支援型ということで、重度障害の方を中心に見ていただくグループホームであると理解しているが、利用者の区分を見ると、区分５や区分６よりも区分４の方が随分多くなっている。このように、区分３や区分４の利用者が多くなってしまった理由はあるのか。重度の方のニーズがなかったのか。

（ソーシャルインクルー）

　ソーシャルインクルーは、基本的に中重度の方をお受けすることになっているため、主に区分４、区分５の方をお受けしている。どのホームも、区分３の方はやや少なく、区分４の方が多めという傾向がある。

（事務局）

　市としては、区分６の方を中心に、より重度の方を受け入れていただきたい。そもそも日中サービス支援型グループホームというのは、障害のある方の重度化・高齢化に対応するべく平成３０年度から始まった制度であり、利用者１人あたりの１日の単価も通常のグループホームに比べてかなり高く設定されているため、より重度の方を受け入れていただき、専門的な支援をしていただくというイメージで我々は捉えている。

（委員）

　グループホームを始める際の説明においても、やはり重度の方を受け入れると聞いていたため、先ほどの説明の中で、初めから区分４、区分５の方が中心と考えていたと仰られたことについては疑問に思う。

（ソーシャルインクルー）

　元々、区分４、区分５、区分６までお受けしている。

（委員）

　もちろん承知しているが、それでも、区分４、区分５の方が中心といったニュアンスの説明だったため、グループホームを始める際の説明や、見学をした際の説明ともやや異なるように思う。

（ソーシャルインクルー）

　区分３の方の受け入れは少ないが、区分５、区分６の方については受け入れており、決して区分で選ぶようなことはしていないというのが現状である。確かに区分４の方が多くなってはいるが、決して区分５、区分６の方は受け入れないということではない。今後また新たなホームが建った際にも、積極的に重度の方を受け入れていくつもりである。

（委員）

　では、重度であるということを理由に断ることはないということか。

（ソーシャルインクルー）

　ない。

　ただし、世話人・支援員の支援力不足を日々痛感しており、困っている重度の方が多くいらっしゃる中で、受け入れたいという思いはあるが、そうした支援力のなさによって受け入れが難しいということも出てきている。そのため、そうした支援力を上げるために、現在運営支援課が各ホームに入って支援の指導などを行っている。これまでは、なかなか受け入れが難しかった部分もあると思うが、ソーシャルインクルーは住まいに困っている方を対象に建てたグループホームでもあるので、今後は、主に区分５、区分６の方を受け入れられるように底上げを図っているところである。

（委員）

　今後は、スーパーバイザーが各ホームに指導に入るということだが、そうした方たちは、障害分野についての経験があり、強度行動障害や自閉的傾向の方の行動障害等についても理解している方たちなのか。

（ソーシャルインクルー）

　その通りである。まだまだスキルは不十分かもしれないが、皆様のお力を借りながら、ホームの底上げをしていきたいと考えている。

（委員）

　確認なのだが、先ほどの説明において、前半では重度の方を断らないというお話だったが、一方で、職員体制が整っていないため受け入れを拒否する場合があるというお話もあった。その辺りをもう少し整理して説明してほしい。

（ソーシャルインクルー）

　会社としては、区分４、区分５、区分６の方を必ず受け入れるという方針である。ただし、先ほども述べたとおり、ホームの支援力不足によって、区分６の方が多くいらっしゃると支援が不十分になってしまい、正直断らざるを得ないケースがあった。今後は運営支援課がホームに入ってホームの底上げをし、強度行動障害をお持ちの方や、区分５、区分６などの重度の方を受け入れていく所存である。なお、やはりどうしてもホームの知恵のみでは上手くいかない部分もあるため、そうした時には様々な方にご支援をいただきながら良いホームにしていきたいと考えている。

（委員）

　だとすると、現状区分６の方が３人以上いらっしゃる状況は、多すぎるということなのか。

（ソーシャルインクルー）

　人数の制限等は特にないため、多いというように思ったことはない。

（委員）

　先ほど、区分６の方が多いと支援力が不足してしまうと仰ったので、そのように感じた。

　つい最近、ホームに空室ができたというお知らせをもらったにもかかわらず、区分６の方を断られてしまったこともあった。

（ソーシャルインクルー）

　そのことについては耳に入っていなかった。今後はそのようなことがないよう、支援の方法を様々な方に相談させていただきながら、区分６の方についても受け入れていきたいと考えている。

（委員）

　強度行動障害をお持ちの方や重度の知的障害をお持ちの方と、精神障害をお持ちの方が共同生活をするというのは、少なからず問題があるように思うが、その辺りをどのように考えているか教えていただきたい。

（ソーシャルインクルー）

　現在、千葉県内１４ホームを見ている中で、やはり知的障害の方と精神障害の方が相容れない難しい問題は多々出てきている。そのような中で、男性２０名が入所しているあるホームでは、２階が知的障害の方、１階が精神障害の方という住み分けをした。現在我孫子のホームにおいては、知的障害の方と精神障害の方がいらっしゃっても、利用者様同士が上手くやってくださっていて穏やかなホームだが、そのようなホームだけではないため、今後は受け入れ状況に応じて、知的障害の方と精神障害の方がそれぞれ半数ほどである場合には、住み分けをしていきたいと思っている。

（委員）

　現在入所している８名の精神障害の方の中に、発達障害の方はどれくらいいるか。

（ソーシャルインクルー）

　いない。

（委員）

　いないということは、自閉的特徴のある方は知的障害者の中におり、精神障害については純粋な精神障害をお持ちの方が８名いると解釈する。

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（事務局）

　次回の自立支援協議会本部会は、令和４年度の開催となる。

（会長）

　以上をもって、令和３年度第２回自立支援協議会本部会を閉会する。